# 農業委員会名簿

出欠席	役		職		氏		名	備	考
出席	会		長	日	永		熙		
出席	副 (職	会 膐代理		渥	美		誠		
出席	副	会	長	吉	Ш	靖	雄		
出席	副	会	長	Щ	田	臣			
出席	委		員	辻		義	則		
出席	委		員	堀	田		守		
出席	委		員	加	藤	さり	ゆみ		
出席	委		員	伊	藤	里	海		
出席	委		員	飯	田		勝		
欠席	委		員	大	橋		之		
出席	委		員	加	藤	博	由		
出席	委		員	服	部	鉃	男		
出席	委		員	後	藤	和	子		
出席	委		員	Щ	田	真	弘		
出席	委		員	清	水	利	泰		

# 事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長 (事務局長)	滝 川 豊 彦
課長補佐 (事務担当)	小島邦孝
主 任(事務担当)	若松孝志
主 事(事務担当)	溝 口 雅 也

# 進行要領

進行 安 限	<b>内</b>
発言者	内 容
	1. 開催日時 令和2年3月23日(月)
	午前9時00分から午前9時26分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館 3 階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(14人)別紙のとおり
	4. 欠席委員( 1人)別紙のとおり
	#WI.v 677
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 5 議案第39号 買受適格証明願(3条許可)
	日程第 6 決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について
	日程第 7 専 決 報 告 1.農地法第3条の3第1項の規定による届出
	2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出
	日程第 8 報 告 1.農地法第18条第6項の規定による通知
	日程第 9 そ の 他
	6. 農業委員会事務局職員 ( 4人) 別紙のとおり
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也
	である。
	8. 会議の概要
	開会(午前9時00分)
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和2年3月定例農業委員会を始めさせて
	いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長
	さんにお願いします。
	会長さん宜しくお願いします。

## 会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、 只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。

### 《異議なしの声》

それでは、

議席番号 9番 服部 鉃男 委員 議席番号10番 吉川 靖雄 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。

議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・3件
議案第37号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・1件
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・8件
議案第39号	買受適格証明願(3条許可)・・・・・・・・1件
決定第12号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について・・・・・・・81件
専 決 報 告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・14件
	2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願・・1件
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・2件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・14件

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

# 会長

只今、事務局より議案第36号 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。

## (発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について 賛成の方は挙手をお願いします。

### (全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請1件について 審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

# 事務局《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は、豊明市内の賃貸住宅に自分と子供の2人で生活しており ます。家財道具が増え、今後の生活設計を考えたところ、このまま賃貸住宅に住 むよりも、夫から相続した土地に住宅を建てて暮らしたいとの思いが強くなりま した。私が所有している土地に、子供が分家住宅を建てた経緯もあり、子どもが 住んでいる宅地の一部と隣接する農地の一部を利用すれば、唯一、自己用住宅を 建築できることがわかりました。今般の申請にて、自分が所有する農地に、自己 用住宅を建築する計画です。

以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

# 会長

只今、事務局より議案第37号 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。

## (発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

### 《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、昭和23年に名古屋市で会社を設立し、自動車関連部品、電子機器、空調関連機器、医療機器などを製造しております。事業も順調に推移し、部品の製造販売が当初の予定よりも20%以上増加しているため、昼夜2交代で工場を稼働して対応している状況です。工場の近くには公共交通機関がないため、昼夜2交代の勤務体制を維持するには、昼勤務と夜勤務の従業員の駐車場を同時に確保する必要があります。更に、従業員の新規採用も継続的に行う必要があることから、今後、ますます駐車場不足が深刻化する恐れがあります。駐車場用地として市街化区域内の土地や雑種地を探しましたが希望する条件の土地を見つけることができませんでした。今般の申請にて、現在使用している駐車場に隣接する申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、静岡県の賃貸住宅に妻と子供の6人で生活しております。子供が成長するに連れて家財道具も増え、現在の賃貸住宅では大変手狭な状態です。その上、平日は仕事で名古屋に単身赴任していることも合わせて考えると、名古屋市内の賃貸住宅を借りて引っ越そうかとも考えましたが、できれば、生まれ育った土地に住居を構えたいと考えるようになりました。私たちは不動産を所有していないため、いくつかの不動産屋をあたり、雑種地や既存宅地を探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、父が所有する実家近くの申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、昭和31年に会社を設立し、弥富市や海部地域で土木工事業を営んでいます。現在、愛西市内で請け負っている公共工事について、現場周辺で資材置場を借りることができず、大変困っております。多少、不便ではありますが、工事現場から北に約300m離れた場所を借り受けることができました。今回の申請にて、申請地を借り受け、鉄板を敷いて、資材置場として一時的に利用する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、平成6年に愛西市で会社を設立し、土木工事業を営んでいます。現在、使用している資材置場を土地の所有者から購入するよう求められたが、金額が折り合わず、返却することになり大変困っています。そこで、不動産屋にお願いして雑種地などを探しましたが広さなど、条件に合う土地を見つけることができませんでした。そんな折、農地を資材置場として、貸してもよいと了解をいただくことができました。今般の申請にて、申請地を借り受け、資材置場として利用する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請です。計画では 112 枚のパネルを設置し、総事業費は約○○万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地し、防草シートを敷き、雨水は自然浸透にて処理する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者 2名は、申請地に近い住宅地に住んでいます。敷地内に1台分の駐車場スペースしかないため、乗用車の駐車場の確保に大変苦慮しております。自宅近くの土地所有者にお願いしたところ、農地を駐車場として貸していただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を他の申請者と共に借り受け3台分の駐車場を整備する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請です。計画では294枚のパネルを設置し、総事業費は約○○万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地し、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、昭和57年に愛西市で会社を設立し、生鮮食料品の加工や総菜の製造及び販売業を営んでいます。事業も順調に推移し、事業を拡大しようと思っていた矢先に、工場の敷地が借地であることから、土地所有者から土地の返却を求められ、大変困っています。そんな折、土地所有者数名より、希望する広さの土地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、工場を建設する計画です。

以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第38号 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。

#### (発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第39号 買受適格証明願(3条許可)1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

#### 《事務局説明》

(1番の願出者・土地の所在・地目・面積、備考欄を朗読及び説明)

以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、証明できるものと思われます。この様な手続きを経て、競売に参加することとなり、落札後、通常通り3条の申請があり許可処理がされる流れとなります。なお、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理をしてよろしいかも含め、ご協議をお願いします。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第39号 につきまして説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

#### (発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第39号 買受適格証明願(3条許可)1件について賛成の方は挙手をお願いします。

# (全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定します。 また、落札された後、農地法第3条の申請が提出され、買受適格証明願の時と 相違ない場合は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しくお願いしま す。

続きまして、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から81番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第12号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます議案番号1番から81番、全体筆数は372筆、面積は350,996㎡です。農地利用集積化事業が農地中間管理事業に統合されましたので、今後の借り受け団体は公益財団法人 愛知県農業振興基金に一本化されます。愛知県農業振興基金が借受人となって利用権設定された、筆数は、186筆、175,498㎡です。その他の受人の方は、20名の方々で、合計 186筆、175,498㎡です。内容につきましては、作物は水稲、レンコンです。愛知県知事同意は2020年3月4日、愛知県農業振興基金同意は2020年3月5日、公告年月日は2020年3月31日、契約開始年月日は2020年4月1日 となっております。権利の内容は、すべて 賃借権 でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。 会長

只今、事務局より決定第12号 について 簡略した内容ではございますが、 説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から14番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、14件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番の申請者住所 氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗 読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を 朗読説明)以上、2件の届出を受理いたしました。

会長

只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。

#### 《事務局説明》

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から14番の申請者住所 氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、1 4件の合意解約の通知を受付いたしました。

会長

只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何か ご質問ございますか。

# (発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時26分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和2年3月23日

会 長 日永 熙

議事録署名者

議席番号 9番委員 服 部 鉃 男

議事録署名者

議席番号 10番委員 吉川靖雄